

Q61 「開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」(第28条第1項ただし書)とはどのようなものですか。

本制度では、簡易確定手続が開始する前提として、共通義務確認訴訟において、既に対象消費者の範囲が十分特定されていることが前提にあり^(注)、どの文書が開示すべき文書に該当するかについても、これを前提に判断することになります。

ただし、具体的な事案によっては、開示すべき文書の範囲を特定するために要する相手方の費用又は時間が不相当に過大なものとなり、相手方に過大な負担を生じさせる場合も考えられることから、このような要件を設けることとしています。「開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」に該当するか否かは、このような規定の趣旨に鑑み、対象消費者の範囲や相手方における当該文書の保管状況等を考慮して、裁判所において、具体的な事案ごとに判断されるものと考えられます。

「開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」に該当する具体例としては、契約書又は顧客リストはあるものの、それに記載されている情報が乏しく、他の資料と照合しなければ対象消費者が記載された文書であるかを特定できない場合において、当該照合の対象となる他の資料がバラバラに保管されており、かつ、その量が膨大である等の理由により、その作業に過大な費用及び長期間を要する場合などが考えられます。

(注) 例えば、対象消費者の範囲が「ある商品の元本欠損のリスクについて十分な説明を受けずに契約を締結した者」といったように、十分な説明を受けなかったか否かについて相手方が一定の評価をすることが必要となり、その判断が困難となるような場合は、そもそも対象消費者の範囲の特定が不十分であって、そもそも簡易確定手続に進むことができず、事業者が情報開示をしなければならない場合として想定されていません。

Q62 情報開示命令の実効性はどのように確保されているのですか。

相手方が正当な理由なく情報開示命令に従わない場合は、過料の制裁により情報開示命令の実効性を担保することとしています。すなわち、相手方が正当な理由なく情報開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、30万円以下の過料に処することとしています（第29条第7項）。

「正当な理由」としては、例えば、決定後に火災などの不可抗力によって対象文書が消失した場合などが考えられます。

なお、情報開示命令の性質に照らし、情報開示命令が一般的に強制執行手続に馴染むものとはいえないと考えられることから、執行力は有しないこととしています（第29条第6項）。

Q63 情報開示の求めに応じて相手方が開示した文書に記載のあった消費者について、相手方は後に対象消費者ではないと争うことができますか。

情報開示義務は、簡易確定手続申立団体による対象消費者に対する通知の実効性を確保するため、相手方に、対象消費者の氏名及び住所等の情報が記載された文書の開示を義務付けたものです（第28条第1項）。

したがって、相手方が情報開示義務に基づいて対象文書を簡易確定手続申立団体に開示したとしても、そのことによって、対象文書に記載のある消費者を対象消費者であると認めたことになるものではなく、対象消費者該当性を争うことができます。

Q64 相手方が第三者に顧客管理を委託している場合に、情報開示義務を負うことがありますか。

情報開示義務は、共通義務確認訴訟の結果、事業者が対象消費者に対して共通義務（第2条第4号に規定する義務）を負うことが認められたことを根拠とするものであるから、相手方以外の第三者に情報開示義務が課されることはありません。

ただし、相手方が第三者に顧客管理を委託しているような場合であっても、相手方に文書の所持（第28条第1項本文）が認められるとして、相手方に情報開示義務が課される場合があると考えられます。

その場合には、情報開示義務を負う相手方が委託先である第三者から文書を取り寄せて簡易確定手続申立団体に開示する方法や相手方が委託先である第三者に対して文書の開示を指示する方法が考えられます。

Q65 相手方が情報開示義務に基づいて申立団体に情報を開示することは、個人情報保護に関する法律第23条が禁止する個人データの第三者提供には当たりませんか。

個人情報保護に関する法律第23条は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供することができる場合として、同条第1項第1号で「法令に基づく場合」を挙げています。「法令に基づく場合」とは、法令上、第三者提供が義務付けられている場合に限らず、第三者提供の根拠が規定されている場合をも含む趣旨であると解されています。

したがって、本制度の情報開示義務に基づく情報開示については、対象消費者以外の消費者についての記載も含めて、同法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当することになります。

よって、本制度の情報開示義務に基づく情報開示については、対象消費者以外の消費者についての記載も含めて、同法の「法令に基づく場合」に該当し、同法が禁止する第三者提供には当たりません。

Q66 情報開示の求めがあった後に、相手方が文書を破棄した場合には、情報開示義務に違反することになりますか。

簡易確定手続申立団体からの求めがあり、対象となる文書を所持している場合（第28条第1項本文）には、相手方は情報開示義務を負うため、対象となる文書を廃棄して情報開示を拒むことは、情報開示義務に違反することになります。特に、裁判所が情報開示命令を発した場合に、対象となる文書を破棄して正当な理由なく情報開示命令に従わないときは、裁判所は決定で30万円以下の過料に処することができるとの制裁規定（第29条第7項）があります。

なお、情報開示について簡易確定手続申立団体からの求めがある前に破棄した場合には、簡易確定手続申立団体からの求めがある時点において情報開示の対象となる文書が存在しないため、相手方は情報開示義務を負うことはなく（第28条第1項本文）、情報開示義務違反となるものではありません。

ただし、相手方が不当に名簿等を廃棄したことによって、簡易確定手続申立団体の通知・公告費用が増大したなどの場合は、簡易確定手続申立団体の相手方に対する不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条）が認められる場合もあり得ます。

Q67 簡易確定手続はどのような点が、簡易なものとなっていますか。

通常の訴訟手続においては、公開の口頭弁論により審理し、判決がされることになっています。当事者の主張を整理した上で、証人尋問等の証拠調べを行うことが通常ですが、長期の審理を要する場合があります。

簡易確定手続においては、①簡易確定手続申立団体による債権届出及びこれに対する相手方の認否を経て、争いがない場合に確定させる（第42条第3項、第47条第1項）という枠組みを採りつつ、②審理については、口頭弁論をする必要がなく、通常、書面審理で進められることとし（第13条）、③簡易確定決定をする場合には、審尋がされるが（第44条第2項）、証拠調べは書証に限られ（第45条第1項）、証人尋問は行うことができない^(注) こととして、簡易かつ迅速に判断することになります。

(注) 異議申立てをすれば、通常の訴訟手続で審理される（口頭弁論がなされ、証拠調べの制限はなく、十分な攻撃防御の機会が保障されている。）ため、簡易な手続により判断をしても手続保障に欠けるものではありません。

Q68 簡易確定手続において届出をすることができる債権はどのようなものですか。

簡易確定手続では、「簡易確定手続開始決定に係る対象債権」(第30条第1項)を、簡易確定手続申立団体に限り、届け出ることができます。これは、共通義務確認訴訟で義務が確認され、簡易確定手続開始決定の決定書に記載された、対象消費者の範囲に属する者の有する対象債権をいいます。

そして、共通義務確認訴訟の判決や和解において共通する事実上及び法律上の原因に基づき金銭を支払う義務を負うべきことが確認されているので、その事実上及び法律上の原因を前提とする請求の原因に限り記載をすべきものであることを定めています(第30条第2項第2号)。共通する事実上及び法律上の原因を前提としない別の請求の原因を追加して主張すること(例えば、共通義務確認訴訟の判決において、個々の消費者の事情がない限り、不実告知による取消しを理由とした不当利得返還請求義務があることが確認されているという場合において、不当利得返還請求権を届け出の際に、届出書に詐欺取消しを理由とする請求原因をも付加して主張すること)は、許されません。もっとも、およそ請求の原因を追加してはならないということではなく、確認された義務を前提とするもの(例えば、代理人により契約が締結された場合に、代理権の存在や顕名などの請求原因)を追加することはできます。

なお、届出書の請求の原因の記載においては、当該簡易確定手続の対象となっている債権であることが明らかになる必要があるので、債権を特定するのに必要な事実を明らかにする必要があります。また、上記のとおり、届出書に記載できる請求の原因には制限があることから、記載された請求の原因が共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とすることを明らかにする必要があります。

Q69 同一の債権について別に訴訟が係属している場合に債権届出をすることはできますか。

1. 対象消費者のする訴訟等について

対象消費者が同一の債権について別に訴訟をしている場合には、簡易確定手続申立団体がその債権について債権届出をしても、債権届出は却下されることとなります（第30条第4項）。

これは、個別の訴訟と簡易確定手続と両方の手続が進行し裁判がされると、矛盾した裁判が出るおそれがあり、それを避ける必要がある上、審理の重複が生じ、当事者にとっても裁判所にとっても負担になるため、民事訴訟法第142条にならって設けられたものです。

もっとも、被告が準備書面を提出するなどした後は被告の同意が必要ですが、個別の訴訟について訴えの取下げ（民事訴訟法第261条第1項）をすれば、債権届出をすることは可能です。

なお、第50条が民事訴訟法第142条を準用していることから、同一の対象債権について重ねて債権届出をすることはできません。

2. 事業者のする訴訟について

また、事業者が債務不存在確認訴訟を提起している場合において、その債権について債権届出をする場合にも、審理の重複が問題になり得ますが、この場合は本制度の実効性を確保する観点から、特に債権届出を認めることとしています。第30条第4項は、「対象消費者が提起したその有する対象債権に基づく訴訟」と規定しており、事業者が提起した訴訟は含まれていません。

Q70 債権届出をしなかった場合には、消費者の権利にはどのような影響がありますか。

債権届出をしなかった場合には、消費者は簡易確定手続で債権の支払を求めることができませんが、債権届出をしないことは、権利の存否について何らの影響も及ぼしません。そのため、消費者は本制度外で権利行使をし得るのであり、自ら訴えを提起することもできます。

なお、共通義務確認訴訟の判決の効力は、対象消費者の範囲に属する届出消費者（簡易確定手続で債権届出があった債権の債権者である消費者）について及ぶものとしています（第9条）。したがって、債権届出をしなかった債権の債権者である消費者には、共通義務確認訴訟の判決の効力が及ばないため、当該消費者との関係では、事業者は、共通義務（第2条第4号に規定する義務）の存否も含めて争い得ることとなります。

Q71 債権届出及び簡易確定手続を迫行するための授権（第31条第1項）には、事業者からの弁済受領権限が含まれますか。

簡易確定手続申立団体は、消費者から授権を受けることにより当事者として簡易確定手続を迫行する権限が与えられることになるところ（第31条第1項）、届出をする際の授権には、簡易確定手続において確定した債権について、事業者からの弁済を受ける権限が含まれるのが通常であると考えられます^{（注）}。

ただし、消費者はいつでも授権を取り消すことができるため（第31条第3項）、授権が取り消された場合には、簡易確定手続申立団体にはそれ以降の手続迫行権がないこととなります。なお、このようにしたとしても、授権の取消しについては相手方に通知しなければ効力が生じないこととしており（第31条第4項）、事業者は授権が取り消されたことを知り得るので、特段の不都合はありません。

（注） なお、簡易確定手続授権契約の内容については、業務規程に定められていなければならないとしています（第65条第5項）。

なお、授権においては、訴訟代理とは異なり、和解や取下げ等の権限についても包括的に授権するものであり、債権届出と簡易確定手続の迫行は一体のものとして授権しなければなりません。自由に手続の一部について制限をして授権をすることができるとする、訴訟行為のたびに授権の有無の確認が必要になり、煩雑であり簡易迅速な手続になじまない上、届出消費者としてもいつでも授権の取消しができる以上不都合はないからです（強制執行手続との関係は、Q106参照）。

Q72 「授権を欠いたとき」(第31条第6項)に債権届出の取下げがあったものとみなすのはなぜですか。

1. 取下げがあったものとみなされる趣旨

本制度は、対象債権の確定を共通義務確認訴訟と対象債権の確定手続とに分けて審理することにし、この二段階の審理によって初めて対象債権の審理が完結するものです。このため、対象債権の確定手続の手続追行主体は、共通義務確認訴訟との関係を含めた制度全体の枠組みの中でその適格を有する者に認めることが適当です。消費者の負担軽減や多数の消費者への対応を求められる相手方の負担軽減及び審理の効率化の観点から、簡易確定手続では、簡易確定手続申立団体と相手方のみが当事者となり、届出消費者は当事者となることができないとしています。そのため、授権を欠いた場合には、当事者となるべき者がいない状況が発生しますので、授権を欠いた場合には、債権届出を取り下げたものとみなすこととしました。

2. 取下げがあったものとみなされる場合

「授権を欠いたとき」とは、対象消費者が授権を取り消した場合(第31条第3項)と、簡易確定手続申立団体が簡易確定手続授権契約を解除した場合(第33条第2項)の双方があります。

また、債権届出の却下決定や認否を争う旨の申出の却下決定がされた後に授権を欠くに至った場合にも、「簡易確定決定があるまで」に含まれます。なぜならばそれらの決定がされた後に即時抗告がされ、それらの決定が取り消された場合には、審尋を行い、簡易確定決定をすることがありますが、届出消費者は自らこの手続を追行することができないことから、これらの決定の後でも債権届出の取下げをみなす必要があるからです。

3. 取下げがあったものとみなされない場合

一方、簡易確定決定があった後に授権を欠いた場合には、取下げがあったものとみなされることはありません。届出消費者は自ら異議を申し立てることができ(第46条第2項)、さらに、異議後の訴訟を追行することができ(第52条第1項)、異議を申し立てなければ、届出債権は確定します(第47条第1項)。異議の申立ての期間内に授権を欠いたことで手続が中断するものではありません。

また、債権届出の却下決定が確定した場合には手続が終了することから、授権を欠いたとしても取下げがあったものとみなされることはありません。

Q73 簡易確定決定があった後に、授権を取り消したときは、更に授権をすることができない（第31条第9項）としているのはなぜですか。

簡易確定決定に対しては、届出消費者が自ら異議を申し立てることができます（第46条第2項）。特定適格消費者団体が授権を受けて手続を進行することができることにしたのは、届出消費者の手続負担の軽減や審理の効率化のためであり、届出消費者が自ら手続を進行できると判断するのであれば、負担軽減の必要性は少なく、むしろ更に授権がされると当事者の変更に対応しなければならなくなる特定適格消費者団体の事務負担が大きく、審理の効率化に資さないばかりか複雑化させることになるので、簡易確定決定があった後は、更に授権をすることができないこととしています。

一方、簡易確定決定があるまでに授権が取り消されたときは、債権届出の取下げがあったものとみなされる（第31条第6項）、届出期間中は一度債権届出を取り下げ、再度債権届出をすることができることとの対比から、更に授権をすることも許容されることとしています。届出期間経過後については、新たな債権届出をすることができないので、更に授権をすることを問題にする必要がないことから特に規定をしていません。

Q74 簡易確定手続申立団体は、授権をしようとする者に対して、授権に先立ちどのような事項を説明しなければならないのですか。

本制度では、被害回復関係業務の適正性を確保するため、簡易確定手続申立団体は、授権に先立ち、被害回復裁判手続の概要及び事案の内容その他内閣府令で定める事項を、授権をしようとする者に対して説明しなければなりません(第32条)。

内閣府令で定める事項としては、授権をしようとする者が授権をするか否かを判断するに当たって必要となる事項とする観点から、基本的には簡易確定手続申立団体の通知事項(第25条第1項)と同様の事項を予定しています。

通知事項を重ねて説明義務の対象としたのは、消費者の中には通知・公告に接していない者もあり得ること、共通義務確認訴訟の判決の効力が対象消費者の範囲に属する届出消費者に及ぶこととなりますが、当該判決が一部勝訴の場合には、敗訴部分についても効力が及ぶことになること、また、特定適格消費者団体は報酬又は費用の支払を受けることができることから、消費者としてはそれらの内容を正確に知った上で、授権をするか否かを判断する必要があるからです。

Q75 簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いて、授権を拒むことができない（第33条第1項）としているのはなぜですか。

簡易確定手続においては、審理の効率化、相手方事業者の負担軽減の観点から、手続を迫行する主体を簡易確定手続申立団体に一本化し、個々の対象消費者が裁判所に直接、債権届出をすることができないこととしています。

そのため、対象消費者の権利実現のためには、対象消費者が裁判所の判断を得る機会を保障する必要があるから、簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いて、授権を拒むことができないこととしています（第33条第1項）。

Q76 「やむを得ない理由」(第33条第1項、同条第2項)とはどのようなものですか。

「やむを得ない理由」とは、例えば、授権する者が授権を証するのに必要な書類を提出しない場合や簡易確定手続申立団体が定めた費用等の負担を拒否する場合等が考えられます。

また、対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して授権をする方法及び期間は、簡易確定手続申立団体が対象消費者に対して通知すべき事項の一つとして定めることとしている(第25条第1項第6号)ところ、その期間が合理的なものであるときは、簡易確定手続申立団体が定めた期間の経過後に対象消費者から簡易確定手続授権契約の申込みがあった場合に、同契約の締結を拒絶することが認められると考えられます。

一方、簡易確定手続申立団体としては、対象債権の存在が認められないとか、簡易確定手続授権契約の申込みをした者が対象消費者に当たらないと考えた場合でも、これらの点について、裁判所の判断を受ける機会を保障すべきであるから、授権を受けるべきであり、「やむを得ない理由」があるときには当たりません。

ただし、そのような場合にその旨説明することは、契約を締結すべき義務に反するものではありません。

なお、第33条第2項の「やむを得ない理由」についても同様です。

Q77 簡易確定手続申立団体の公平誠実義務とはどのようなものですか。

簡易確定手続申立団体は、複数の対象消費者から授権を受けた場合、ある特定の対象消費者の利益を犠牲にして他の対象消費者の利益を図るような行為をすることがないように、授権をした消費者のために公平かつ誠実に手続の追行等を行わなければならない旨を規定しています（第34条第1項）。

公平義務に違反するものとしては、例えば、授権を受けた対象消費者に相手方から受け取った金銭を分配する際に、合理的な理由なく特定の対象消費者について有利に分配するような場合や、合理的な理由なく一部の消費者に対して報酬等の減免を行うような場合が考えられます。

強制執行の申立てをする場合には、同時に申立てをした対象消費者との間では強制執行により得た金銭を平等に配分すべきと考えられますが、届出消費者のうち一部の者について債務名義を取得した段階で、それらの者のために強制執行の申立てをし、一定金額を回収した場合に、当該債務名義に係る債権を有する届出消費者のみに交付することは、公平義務に違反するものではないと考えられます。

また、誠実義務に違反するものとしては、例えば、簡易確定手続申立団体と対象消費者の利益が相反した際に、団体自身の利益を優先する場合が考えられます。

簡易確定手続申立団体が、これらの義務に違反した場合には、本条を根拠として行政監督を行うことができます。

Q78 簡易確定手続申立団体の善管注意義務とはどのようなものですか。

簡易確定手続申立団体は、授権をした対象消費者のため、簡易確定手続における債権届出をはじめとする手続の追行を行う者です。簡易確定手続申立団体は、当該対象消費者との関係では、善良な管理者の注意をもってそれらの行為をしなければならない旨を規定しています（第34条第2項）。

善管注意義務に違反するものとしては、①届出期間を徒過し、債権届出をするのを怠った場合、②授権を受けた対象消費者から預かった証拠書類等を紛失した場合、③対象消費者のために相手方から回収した金銭につき必要な管理を怠り紛失した場合、④対象債権に関する和解について、消費者への説明が不十分で本来可能な消費者の請求権の行使が制約された場合などが考えられます。

公平誠実義務は、簡易確定手続申立団体が対象消費者同士の関係の適正を保つために負う義務であるのに対し、善管注意義務は、簡易確定手続申立団体が授権をした個々の消費者との関係で負う義務となります。

簡易確定手続申立団体が、これらの義務に違反した場合には、本条を根拠として行政監督を行うことができます。なお、簡易確定手続申立団体は、私法上も簡易確定手続授権契約に基づき当然に、善管注意義務を負うことになり、その義務に違反した場合には、損害賠償義務を負うことがあり得ます。

Q79 時効の中断についてはどのような特則がありますか。

簡易確定手続において、債権届出があったときは、共通義務確認の訴えを提起した時に、時効中断の効力が生じることとしています（第38条）。

このようにしなければ、制度の実効性が大きく阻害されるとともに、相手方の事業者において期日の引き伸ばしといった訴訟戦略を助長しかねないという問題が生じかねません。共通義務確認の訴えが提起された場合、相手方の事業者としては、対象債権が後に請求がされることが認識できるし、簡易確定手続開始決定の申立期間や届出期間が定まっている以上、いつまでも時効が中断する可能性が残り、相手方の事業者に過重な不利益を生じさせるということもありません。そこで、制度の実効性を確保する観点から、消滅時効の特則を設けたものです。

なお、このような趣旨に鑑み、「簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時」とは、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が複数の団体により提起された場合には、どの団体が債権届出をしたかにかかわらず、それらの共通義務確認の訴えのうち、もっとも早いものが提起された時をいいます。

本制度の実効性を確保するために特に時効の特則を置くものであるので、債権届出がされた対象債権についてのみ時効の中断効を生じることとするものであり、債権届出がされていない対象債権の消滅時効については、何らの影響を及ぼすものではありません。また、共通義務確認の訴えの取下げ、請求の放棄や棄却判決が確定し簡易確定手続が開始されなかった場合も、対象債権の消滅時効について何らの影響も及びません。

なお、裁判上の請求による時効の中断は、訴えの却下や取下げにより手続が終了すると、中断の効果は生じないとされています（民法第149条）。したがって、債権届出の却下や取下げがあった場合、中断の効果は生じません。

Q80 債権届出団体は、届出期間内に限り、債権届出の内容を変更することができる（第 39 条）としたのはなぜですか。

1. 届出内容の変更

届出期間内は債権届出の内容を変更することができ、届出内容の変更の方式等については、債権届出の方式等について定めた第 30 条、第 35 条の適用を受けます。

届出期間経過後は、債権届出の内容を変更することができないとしているのは、認否の前提となる債権届出の内容が変更されては認否をすることができないこと、簡易確定手続において変更を認めると簡易迅速な審理をするのに支障があるためです。

届出期間経過後に変更することが許されない「債権届出の内容」とは、請求の趣旨及び原因や届出債権者のこといい、届出書記載事項の全てをいうものではありません。届出期間経過後は、請求額を増額することや異なる債権に変更することはできません。相続等により当該届出に係る届出債権を取得した者がある場合であっても、届出消費者を変更することはできません。一方、転居による住所の変更などは可能です。

届出期間経過後に相続等が生じた場合に、それを踏まえた変更ができないこととすると、実体関係と食違いが生じることになりますが、債務名義の名義人は債権届出団体であることから、債権届出団体が相手方から金銭を受領することになります。実体法上の債権の帰属者が誰であるかは、債権届出団体が誰に金銭を引き渡すのかという問題にとどまることから、簡易確定手続において不都合は生じません。

なお、届出消費者の承継人が、自ら強制執行をする場合には、承継人を債権者とする承継執行文の付与を受けることができると考えられます。

2. 請求額の減額

請求額の減額については、債権届出の一部取下げとして、債権届出の取下げの規律に委ねられます。簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあるまでは可能ですが、簡易確定決定があった後は、相手方の同意が必要です（第 40 条第 1 項）。

3. 当事者の変更

また、相手方が、合併や営業譲渡等により変更する場合がありますが、当事者の承継の問題として処理されるものであり（第 50 条による民事訴訟法第 50 条、第 51 条、第 124 条から第 129 条までの準用）、債権届出の内容の変更

には当たりません。特定適格消費者団体の合併（第 50 条による民事訴訟法第 124 条の準用）、特定認定（特定適格消費者団体の認定）の取消しや失効（第 87 条第 1 項、第 61 条第 1 項）についても同様です^(注)。

(注) 特定適格消費者団体の事業が適法に譲渡された場合には、譲受団体に承継されますが（第 72 条第 1 項、同条第 3 項）、この場合譲渡団体は被害回復関係業務を廃止することとなり特定認定は失効し（第 74 条第 1 項第 4 号）、手続が中断することになります（第 61 条第 1 項）。この場合、第 87 条第 1 項の規定による承継の指定については、譲受団体に指定することになると考えられます。また、事業の譲渡が不適法であった場合には譲受団体への承継は生じませんが、譲渡団体の特定認定が失効し（第 74 条第 1 項第 3 号）、第 87 条第 1 項の規定による指定を受けた団体に承継され、手続が中断することになります（第 61 条第 1 項）。

Q81 債権届出の取下げについてはどのような規律がありますか。

1. 債権届出の取下げの要件

債権届出の取下げは、簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあるまでは可能ですが、簡易確定決定があった後は、相手方の同意が必要です（第40条）。なお、債権届出却下決定があっても、その確定前は相手方の同意がなくても債権届出の取下げをすることができます。

簡易確定決定における認否の手続は、当事者の話し合いによる解決を促進するための仕組みであるところ、そこでの内容がその後の手続を拘束しないようにした方が、当事者の意思による柔軟な解決がされやすいものです。そこで、認否の内容は後に異なる主張をすることを許すこととし、それとの均衡を保つため取下げも相手方の同意がなくてもできるものとしています。

もっとも、簡易確定決定がされた後は、裁判所の判断が示されているにもかかわらず、一方当事者のみに判断の効力を失わせ債権が確定する機会がなく手続を終了させることを認めるのは不公平ですから、相手方の同意を要するものとしています。

また、手続上の規律として、債権届出の取下げは、口頭弁論等の期日である場合を除き、書面で行わなければならないこととなります（第40条第2項による民事訴訟法第261条3項の準用）。なお、適法な異議の申立てにより訴えの提起があったものとみなされた場合（第52条第1項）は、既に異議後の訴訟が係属しているので、債権届出の取下げはできませんが、民事訴訟法第261条の適用により訴えの取下げをすることができます。

2. 債権届出の取下げの効果

債権届出の取下げの効力は遡及するので（第40条第2項による民事訴訟法第262条第1項の準用）、簡易確定決定後に債権届出の取下げがあった場合には、簡易確定決定の効力は当然に失われます。なお、届出期間（第21条）中は債権届出を取り下げても、再度、債権届出をすることは可能ですが、届出期間経過後は再度債権届出をすることはできません。

Q82 債権届出の認否についてはどのような規律がありますか。

1. 認否

相手方は、届出債権の内容について、認否期間内に認否をしなければなりません（第42条第1項）。認否は、届出債権を認めるか認めないかを明らかにするものであり、その額の一部を認め一部を認めないことや、期限・条件などを付して認めることもできます。認否は届出債権ごとに行われるものです。

2. 認否の効果

届出債権の内容の全部を認めたときは、届出債権の内容は直ちに確定します（第42条第3項）。これは、相手方が全部認めた以上は、消費者側の意思表示の機会を待つまでもなく、確定させることに何ら不都合はなく、もはや手続を続ける意味がないためです。

全部を認める認否以外の認否がされた場合、期間内に適法な認否を争う旨の申出がないときは、認否の内容により届出債権は確定します（第47条第1項）。

債権届出の内容の一部を認める旨の認否は、請求の認諾とは異なり、これにより、直ちに認めた部分について届出債権が確定するというものではありません。簡易確定手続における認否の手続は、当事者の話し合いによる解決を促進するための仕組みであり、認否は、裁判所の判断を示すまでもなく、債権を確定させることができるか否かの調査を行っているものに過ぎないことから、認否で争わなかったことをもって、その後の手続を拘束すべきではないからです。また、その後の手続を拘束しないようにした方が、当事者の意思による柔軟な解決がされやすいものです。

認否を争う旨の申出（第43条第1項）があると、認否の効力が失われるため認否やその理由として述べた事実の自白の効果はなく、相手方は認否と異なる主張をすることも許されます。また、簡易確定決定をするに当たって裁判所が、認否の内容に拘束されるものでもありません。

3. 認否を争う旨の申出

認否を争う旨の申出は、控訴や抗告のように裁判所の判断に対して取消しを上訴審に求めるものではなく、認否の効力を失わせるものですから、不服の利益を観念することができません。そのため簡易確定決定では、相手方が認めなかった部分だけでなく、認めた部分も含めて届出債権全体についてその存否及び内容が判断されることとなります。

Q83 債権届出団体は、認否を争う旨の申出（第43条第1項）や異議の申立て（第46条第1項）に際して、届出消費者にどのように説明をする必要がありますか。

認否を争う旨の申出（第43条第1項）をするか、異議の申立て（第46条第1項）をするかについては、消費者と協議の上、決すべきであり、協議の結果により、行われることとなります。

申立団体は授權をした消費者に対し善良な管理者の注意をもって簡易確定手続の追行をしなければならず（第34条第2項）、状況に応じた説明義務が生じるものと考えられます。

Q84 簡易確定決定のための審理において、証拠調べを書証に限った（第45条第1項）のはなぜですか。

1. 証拠調べを制限した趣旨

簡易確定手続においては、届出債権の存否及び内容を簡易迅速に判断する手続であるから、効率的かつ迅速な審理を実現する観点から、証拠調べを書証に限定しています（第45条第1項）。そのため、例えば、証人尋問などは行えません。

簡易確定決定のための審理に限って証拠調べの制限を設けたのは、簡易確定決定については適法な異議の申立てがあれば訴え提起があったものとみなされることから（第52条第1項）、証拠調べの制限のない通常の訴訟手続で審理判断される機会がありますのでそのような制限が許容されるためです。他方で、その他の決定（債権届出の却下決定等）については、即時抗告ができる場合があるに過ぎないので、証拠制限に服せず立証できる機会を保障する必要があるため、そのような制限を設けていません。なお、証拠調べの制限がない場合には、第50条が民事訴訟法第2編第4章を第7節を除いて準用していることから、通常の民事訴訟と同様に証拠調べができることとなります。もっとも、簡易確定決定のための審理以外は形式的な事項の判断が多いため、書証以外の証拠調べが必要となるのは実際にはまれであると考えられます。

2. 簡易確定決定のための審理で行える証拠調べ

対象債権には様々なものがあり、消費者が的確な書証を常に有しているとも限らないから、消費者や第三者の報告書等の文書でも証拠調べの対象とすることができ、証拠調べの制限の潜脱として許されなくなるわけではありません。このように、書証には特段の制限は設けていません。

文書送付嘱託（民事訴訟法第226条）は、書証の申出の方法であり、嘱託先の回答に要する期間を考慮して、あらかじめ申立てをするのであれば、簡易迅速な審理を害することはないので、特段の制限を設けていません。

これに対し、文書提出命令（同法第223条第1項）については、書証の申出の方法の一つですが、判断に時間を要し、文書提出命令の申立てについての決定の当否をめぐり即時抗告で争われることも多いものです。そうすると、その間、簡易確定手続の審理が停滞することとなり、簡易迅速な審理になじまないことから、認めないものとしています（第45条第2項）。

Q85 簡易確定決定の効力はどのようなものですか。

1. 簡易確定決定

裁判所は、適法な認否を争う旨の申出があったときは、債権届出を却下する場合を除いて、簡易確定決定をしなければなりません（第44条第1項）。

簡易確定決定には、対象債権が存在するとしてその内容を確定し、支払を命ずる届出債権支払命令と請求を棄却する旨の簡易確定決定があります。

また、簡易確定手続は、共通義務確認訴訟の判決を活用し、届出債権について簡易迅速に解決するために設けられているので、この趣旨を権利の実現に係る場面にも及ぼして、対象消費者が簡易迅速に被害回復できるように、仮執行宣言をできるものとしています（第44条第4項）。なお、共通義務確認の訴えにより個別の事情がない限り義務を負うべきことが確認されたことが前提となっている上、簡易確定手続においても、当事者の主張を聞いて証拠資料を斟酌して裁判所が判断を示すものであり、被告の防御の機会を不当に害するものではありません。

2. 異議の申立てがある場合の扱い

適法な異議の申立てがある場合には、仮執行宣言を付していない簡易確定決定は効力を失いますが、仮執行宣言付届出債権支払命令は効力を失いません（第46条第5項）。

このような制度としたのは、簡易確定決定では、審尋により（第44条第2項）、決定で届出債権の存否及び内容について判断されるので、当事者が簡易確定決定に不服があるときは、上訴によるのではなく、同一の審級において当該裁判の効力を再度争うことのできる異議の申立てによって不服申立てを行うこととして、審級の利益を確保することが相当であるためです。そこで、異議の申立てがあった場合には、原則として簡易確定決定の効力を失わせるものとししました。

しかし、仮執行宣言付届出債権支払命令に限っては、決定の効力を残さなければ、仮執行宣言をした意味が失われるので、決定の効力は失われないものとしています。

3. 異議の申立てがない場合の扱い

また、簡易確定手続における紛争解決の実効性を確保する必要があること、当事者の主張を聞き、証拠資料を斟酌した上で裁判所が判断を示すものであること、異議を申し立てれば通常の訴訟手続により審理判断される機会是与えられていることから、異議の申立てがないときは、確定判決と同一の効力を

有するものとしています（第 46 条第 6 項）。「確定判決と同一の効力」とは、本制度の趣旨に鑑みると、執行力のみならず、既判力も有するものです。

Q86 簡易確定決定において請求が棄却された場合には消費者の権利にはどのような影響がありますか。

請求を棄却する旨の簡易確定決定がされた場合において、その決定は、適法な異議の申立てがなければ、確定判決と同一の効力を有するものです（第46条第6項）。

そのため、請求を棄却する旨の簡易確定決定があった場合には、全く同一の原因に基づく請求については、消費者が自ら訴訟を提起したとしても、通常は、再度棄却の判決がされると考えられます^(注)。

(注) もっとも、簡易確定手続では、共通義務確認訴訟で認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とする請求の原因しか主張できないことから、棄却決定の既判力もその範囲にとどまり、別の原因により債権があるとして個別の訴訟をする場合には、既判力は及ばないと考えられます。そのため、個別の訴訟では、別の原因の存否について審理をすることになると考えられます。

Q87 簡易確定手続の係属中に相手方が破産した場合にはどのように取り扱われますか。

簡易確定手続の係属中に相手方について破産手続開始の決定があった場合には、簡易確定手続は中断するものと考えられます（破産法第 44 条第 1 項）^(注)。

対象消費者は、簡易確定手続において既に債権届出がされていたとしても、破産手続において、自ら債権届出をしなければならず（同法第 100 条第 1 項、同法第 111 条第 1 項）、破産手続において、債権の存否及び内容が確定されることとなります。

なお、特定適格消費者団体がまとめて破産債権の届出をすることは、特定適格消費者団体の業務とはされておらず（第 65 条第 2 項）、できないものと考えられます。

(注) 特定適格消費者団体にとっては、簡易確定手続を進行する実益がないこととなるため、当該団体は簡易確定手続開始の申立てを取り下げる（第 18 条第 1 項）か、既に届出債権の一部が確定している場合には、その効力を維持する必要があらることから、未確定の届出債権についてのみ債権届出を取り下げる（第 40 条第 1 項）のではないかと考えられます。

なお、特定適格消費者団体が破産した場合には、当該特定適格消費者団体は解散することになり（特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 6 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条第 1 項第 6 号、同法第 202 条第 1 項第 5 号）、解散した場合には適格消費者団体の認定が失効することになっているので、（消費者契約法第 22 条第 4 号）、特定適格消費者団体の認定も失効します（第 74 条第 1 項第 5 号）。この場合、既に債権届出がされている場合や、債権届出前であるが他に当事者である特定適格消費者団体がいないときには、内閣総理大臣が訴訟を受継する特定適格消費者団体を指定することになります（第 87 条第 1 項）。

Q88 簡易確定手続の費用の負担はどのように規律されていますか。

1. 基本的な考え方

簡易確定手続の費用については、個別費用とそれ以外の費用とを分けて費用負担の原則、費用負担の定め方を異ならせています。なぜなら、簡易確定手続開始の申立ての申立て手数料、手続開始の申立書や情報開示命令の申立書の作成及び提出費用、官報公告費用や裁判所による書面の送付費用は、勝訴敗訴という概念になじまないほか、債権届出の有無に関わらず必要となる場合があり、どの請求との関係で必要となった費用であるのか、個別の請求に割り付けることが性質上困難であり、敗訴者負担の原則（民事訴訟法第61条）によりがたいためです。そこで、個別費用を除く簡易確定手続の費用は、各自が負担するものとしています（第48条第1項）。

一方で、個別費用については、敗訴者負担の原則によるものとしています（第49条第3項による民事訴訟法第61条の準用）。

2. 個別費用

「個別費用」、すなわち「債権届出の手数料及び簡易確定手続における届出債権に係る申立ての手数料」（第48条第1項）とは、敗訴者負担の原則によるのがふさわしい、債権届出の手数料及び債権届出却下決定、認否を争う旨の申出の却下決定、異議の申立ての却下決定、個別費用の負担の決定に対する即時抗告の申立て（第36条第2項、第43条第3項、第46条第4項、第49条第2項）の手数料（民事訴訟費用等に関する法律別表第1の18の項の（4））などをいいます。

届出書や決定書の送達は多数の届出消費者についてまとめて行われ、届出書その他の書面の作成及び提出も、多数の届出債権に関し簡易確定手続申立団体が対象消費者から授權を受けてまとめて行うことになり、費用も多数の請求に共通して発生することになります。これを個別の請求に割り付けることも理論的には可能ですが、簡易迅速に届出債権の存否及び内容について判断するために新たに設けられる簡易な手続においては、手続を可能な限り合理化すべきであり、個別の請求に割り付けないこととするのが合理的です。そのため個別費用は、申立ての手数料に限っています。

なお、条文の適用関係を示すと次のようになります。

(個別費用)

場面	結論	条文（負担）	条文（額）
簡易確定決定 （異議なく確定・仮執行宣言付決定が認可された場合）	簡易確定決定で個別費用の負担を定める。	第49条第3項 （民事訴訟法第67条第1項準用）	第49条第3項 （民事訴訟法第71条第1項準用）
簡易確定決定 （異議があり失効した場合）	（簡易確定決定における個別費用の負担の定めは、異議の申立てにより効力を失うので、）異議後の訴訟により勝訴敗訴が定まった後に、申立てにより又は職権で負担を命ずる裁判をする。	第49条第1項	第49条第3項 （民事訴訟法第71条第1項準用）
簡易確定決定 （仮執行宣言付決定が異議後の訴訟において取り消された場合）	（簡易確定決定における個別費用の負担の定めは、取り消されたことにより効力を失うので、）異議後の訴訟により勝訴敗訴が定まった後に、申立てにより又は職権で負担を命ずる裁判をする。	同上	同上
簡易確定決定 （個別費用の負担の裁判を脱漏した場合）	異議なく確定した場合はその後、異議があった場合は異議後の訴訟により勝訴敗訴が定まった後に、申立てにより又は職権で負担を命ずる裁判をする。	同上	同上
和解	和解により定める。定めていない場合には各自負担。	第49条第3項（民事訴訟法第68条準用）	第49条第3項 （民事訴訟法第72条準用）
認否により確定、債権届出の取下げ	申立てにより又は職権で負担を命ずる裁判をする。	第49条第1項	第49条第3項 （民事訴訟法第71条第1項準用）

3. 個別費用を除く簡易確定手続の費用

個別費用を除く簡易確定手続の費用は、裁判所は、事情により、負担すべき者以外の当事者に負担させることができる（第48条第2項）ものとし、裁判所は、簡易確定手続に係る事件が終了した場合に、申立てにより又は職権で負担を命ずる決定をすることができます（第48条第3項）。

他の当事者に負担させる事情としては、例えば、手続を遅延するなど不誠実な訴訟行為をすることにより、相手方に本来不要な費用を支出させたような場合が考えられます。

なお、条文の適用関係を示すと次のようになります。

(個別費用を除く簡易確定手続の費用)

場面	結論	条文（負担）	条文（額）
簡易確定手続に係る事件の終了 ^(注)	各自負担。申立てにより又は職権で、費用の負担を命ずることができる。なお、和解により定めることができる。	第48条第3項	第48条第5項 (民事訴訟法第71条第1項準用。和解により負担を定め、額を定めなかったときは、同法第72条準用)

(注) 個別費用を除く簡易確定手続の費用は、個別の請求に割り付けることをしないので、簡易確定手続において債権届出の処理が全て終了していればよく、異議後の訴訟が係属していてもかまいません。具体的には、債権届出却下決定が確定し又は簡易確定決定がされ全ての債権届出について処理がされた場合や、簡易確定手続開始決定の申立てが取り下げられた場合があります。

4. 通知や公告に要する費用

なお、簡易確定手続申立団体のする対象消費者への通知や公告に要する費用は、「簡易確定手続の費用」に含まれないので、当然に団体の負担となります。

また、相手方の公表（第27条）や情報開示のために文書の写しを作成し送付する費用（第28条第2項）など情報開示に要する費用も同様に相手方の負担となります。

Q89 簡易確定手続開始の申立ての手数料はどのように規律されていますか。

簡易確定手続開始の申立てについては、申立手数料を 1,000 円と定めています（民事訴訟費用等に関する法律別表第 1 の 16 の項イ）。

簡易確定手続についても、これを利用する当事者に、制度を運営するための費用の一部を合理的な範囲で負担させることが必要であり、その一環として申立手数料を納めさせることが適当です。ただし、その申立手数料の額については、①簡易確定手続開始の決定は、債権届出を可能とするための基本となる手続を開始させるものであり、その判断に当たっては、手続開始の要件を充足しているか否かについて判断するものであること、②簡易確定手続開始の決定があった後に予定されている債権届出についても別途手数料を納めさせることとしていること（同法別表第 1 の 16 の 2 の項）に照らし、一律に 1,000 円とすることが適当です。

Q90 債権届出の手数料はどのように規律されていますか。

訴訟の目的の価額によらず、一律に低額な手数料を定めるものとし、1個の債権につき1,000円と定めています（民事訴訟費用等に関する法律別表第1の16の2の項）。

簡易確定手続は、実質的には、簡易確定手続申立団体の債権届出により対象債権の確定という経済的紛争を扱う手続であるため、債権届出について手数料を納めさせることとするのが適当です。

そして、一般的に少額な対象債権についての債権届出が多いと予想されることに照らすと、手数料は低額とする必要があります。しかも、異議の申立て後は訴え提起手数料を納付することになります（民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項第3号）、訴え提起手数料の最低額は1,000円（これに相当する訴額は10万円まで）であり、手数料の額をそれを上回る額とすることは適当ではありません。

他方、相当多数の対象債権について債権届出があった場合を想定して事務手続を簡便にする必要があることから、経済的利益の額に応じたスライド制とするのではなく、定額なものとする必要があります。以上を踏まえ、債権届出についての手数料は、一律1,000円とすることにしました。

なお、債権届出は、簡易確定手続申立団体が対象消費者から授権を受けて行うものですが（第30条第1項）、その特定適格消費者団体は相当多数の対象債権を一括して行うことが想定されることから、手数料を納めるべき単位について疑義を生じさせないために、「一個の債権につき」1,000円とすることを明示しています。